

第5次 加須市高齢者支援計画

高齢者福祉計画

第9期介護保険事業計画

認知症施策推進計画

<案>

【第2部～第5部】

令和6年3月

加 須 市

目 次

第1部 総論 【略】

第2部 施策の展開

第1章 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

第1節 高齢者の健康づくり	5
第2節 高齢者の介護予防	13
第3節 高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な実施	25

第2章 高齢者の日常生活を支える体制づくり

第1節 相談支援等の体制の充実	29
第2節 高齢者福祉サービスの充実	32
第3節 家族介護者等（ケアラー）への支援の充実	37
第4節 高齢者の居住支援	39
第5節 地域で高齢者を支え合う仕組みづくり	41

第3章 認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり

第1節 認知症に関する普及啓発・本人発信の支援	53
第2節 認知症予防活動の推進	56
第3節 認知症の人とその家族等への支援	57

第4章 在宅医療・介護サービス提供体制等の充実

第1節 在宅医療・介護連携の推進	67
第2節 特別養護老人ホーム等の介護施設等の整備	68
第3節 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等	70

第5章 高齢者の安心安全のための災害・感染症への備え

第1節 災害に対する備え	75
第2節 感染症に対する備え	77

第6章 介護保険制度の安定的な運営

第1節 介護保険料の収納確保	81
第2節 介護給付の適正化	82

第3部 サービス見込量及び介護保険料【作成中】	85
-------------------------	----

第4部 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標

第1章 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標	89
第2章 介護給付の適正化への取組及び目標	91

第5部 計画の進行管理

第1章 計画の点検・評価	95
第2章 計画の見直し	96

第2部 施策の展開

第1章 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

施策・事業	
第1節 高齢者の健康づくり	1 高齢者の健康増進 (1) 生活習慣病の予防 (2) 健康相談 (3) こころの健康づくり (4) 感染症の予防・重症化の防止 (5) 骨粗しょう症の予防 (6) 成人歯科保健の推進 (7) 食育の推進 2 疾病の早期発見等の支援 (1) がん検診 (2) 国保健診（特定健康診査）等 (3) 人間ドック・脳ドックの利用促進
第2節 高齢者の介護予防	1 要介護状態となるおそれのある高齢者の把握 2 介護予防に関する普及啓発 (1) 教室や講座などを活用した介護予防の啓発 (2) 筋力アップトレーニングの普及 3 通いの場（ふれあいサロン）の拡充 4 リハビリテーション専門職との連携の推進 5 多様な訪問・通所サービスの提供 6 生涯学習活動の推進 7 スポーツ・レクリエーションの推進 (1) スポーツ教室の推進 (2) グラウンド・ゴルフの推進 (3) ウォーキングの推進 8 高齢者の就労支援 (1) シルバー人材センターへの支援 (2) 高齢者の雇用促進 9 高齢者の交流機会の創出 (1) 世代間交流の推進 (2) 高齢者の交流事業への支援 10 ボランティア活動の推進 (1) 元気な高齢者のボランティア活動への参加の促進 (2) 学校応援団への参加の推進 11 生きがい農業の推進 12 老人クラブの活動支援 13 健康福祉センター等の活用
第3節 高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な実施	1 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施

第1節 高齢者の健康づくり

1 高齢者の健康増進

(1) 生活習慣病の予防【生活習慣病予防事業】

□■現状の取組■□

高血圧や糖尿病などの生活習慣病の予防をテーマとした講座や、栄養改善や歯の健康、運動の促進を目的とした講座を開催しています。

また、市民の自主的な健康づくりを促進することを目的に、「健康手帳」の配布や「かぞ健康マイレージ」を実施しています。

□■今後の方向性■□

多くの人に参加してもらえるよう、事業内容の充実と広報に努めるとともに、地域の団体の集まりなど様々な機会を捉えて講座を開催します。

また、生活習慣病予防に対する意識を高めてもらえるよう、[歩数記録などの機能を備える埼玉県健康アプリに参加し](#)、高齢期に至る前の年齢層に対する啓発活動を強化します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活習慣病予防講座等(健康講座)への 65歳以上の延べ出席者数 (人)	720	740	750	760

(2) 健康相談【健康相談事業】

□■現状の取組■□

健康福祉センターその他公共施設などで、保健師や管理栄養士、歯科医師、歯科衛生士などが、市民の生活習慣や栄養バランス、歯周病予防などの健康相談に応じ、指導や助言を行っています。

□■今後の方向性■□

市民が身近な地域で気軽に相談できるよう、各地域で健康相談を行います。

また、健康課題となる糖尿病、高血圧、骨粗しょう症などの生活習慣病予防や要介護の原因疾患をテーマにした重点健康相談を開催するとともに、相談ニーズに適切に対応するための相談体制を確保します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重点健康相談利用率(%)※	80.0	100	100	100

※ 重点健康相談の利用定員に対する利用者数の割合

(3) こころの健康づくり【こころの健康づくり事業】

□■現状の取組■□

市民が心身ともに健康的な生活を送ることができるよう、「こころの健康相談」を開催し、精神科医師や公認心理師がこころの問題を抱えた市民の相談に応じています。

また、市民がホームページで自分のこころの健康状態を簡単にチェックできる「こころの体温計」を提供しています。

さらに、自殺予防に関する啓発を行うとともに、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人）を養成するための講座を実施しています。

□■今後の方向性■□

高齢者のこころの問題の相談に応じる場の確保に努めるとともに、「こころの健康相談」などの取組について、関係機関と連携し、高齢者への周知を図ります。

また、加須市自殺対策計画に基づき、自殺予防に関する啓発やゲートキーパーの養成を行います。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
こころの健康相談利用率(%)※	77.0	78.0	79.0	80.0

※ こころの健康相談の利用定員に対する利用者数の割合

(4) 感染症の予防・重症化の防止【高齢者予防接種事業】

□■現状の取組■□

免疫力が低下している高齢者がインフルエンザや肺炎球菌に感染した場合、重症化するおそれが高いため、高齢者に対しワクチン接種費用の一部を助成し、接種を促進することで、感染症の予防と重症化の防止を図っています。

また、予防接種の希望者が接種機会を逃さないよう、事業の周知を図っています。

□■今後の方向性■□

感染症の正しい知識や予防法、相談先などについて、適切な方法により広く市民に周知し、感染症の予防と重症化の防止を図ります。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者インフルエンザ予防接種率(%) ※1	57.0	57.5	58.0	58.5
高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種率 (%) ※2	33.3	40.0	45.0	50.0

※1 65歳以上の人のうち、高齢者インフルエンザ予防接種を受けた人の割合

※2 年度末年齢が65歳で接種歴のない人のうち、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を受けた人の割合

(5) 骨粗しょう症の予防【骨粗しょう症予防事業】

□■現状の取組■□

要介護等認定の原因疾患の上位である骨・関節疾患の原因となる骨粗しょう症の早期発見・予防を目的として、骨密度測定を実施しています。

また、指導の必要性が高い人や希望者に対して、保健師及び管理栄養士が健康相談を行い、日常生活上の注意や生活改善などを働きかけています。

□■今後の方向性■□

骨粗しょう症予防についての普及啓発を行い、骨粗しょう症検診を受ける 40 歳から 70 歳までの女性の増加を図り、骨粗しょう症による骨折の減少や生活機能の維持・向上に取り組めます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
骨粗しょう症検診対象者(40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳女性)のうち、同検診受診者の割合(%)	15.2	15.5	16.0	16.5

（６）成人歯科保健の推進【成人歯科保健推進事業】

□■現状の取組■□

20 歳以上の人を対象とした「成人歯科検診」や 65 歳以上の人を対象とした「^{ハチマルニマル}8020 お達者歯科健診」などを行っています。

□■今後の方向性■□

歯周病は、歯の喪失の主な原因疾患となることや、糖尿病などの全身疾患との関連性も指摘されていることから、高齢期になっても歯と口腔の健康を維持し、全身の健康の保持・増進が図れるよう、若年層からの歯肉炎・歯周病の予防に取り組みます。

□■目標■□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
成人歯科検診受診者のうち、歯肉炎・歯周病を有する 65 歳以上の人の割合(%)	71.0	70.0	70.0	70.0

（７）食育の推進【スローフード促進事業、食生活改善推進事業】

□■現状の取組■□

食生活を改善し、生活習慣病の予防やフレイル予防を図るため、栄養講座及び栄養相談の開催や塩分チェックシートの活用啓発などの産官学連携による減塩プロジェクトの実施に取り組むとともに、ホームページで栄養に関する情報の周知を行っています。

また、食生活改善推進員協議会と協働し、小中学生やシニアを対象とした食育活動、健康食メニューの開発などを行い、食育の推進を図っています。

□■今後の方向性■□

事業内容の充実や食生活改善推進員協議会などの関係機関との連携を図りながら、食育に関する普及啓発に取り組み、生活習慣病やフレイルの予防を推進します。

□■目標■□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
塩分のとり方に注意していることがある人の割合(%)	68.0	69.0	70.0	70.0

2 疾病の早期発見等の支援

(1) がん検診【がん検診事業】

□■現状の取組■□

がんを早期に発見し、治療につなげるため、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がんなどの各種がん検診を行っています。

□■今後の方向性■□

分かりやすく検診内容を記載した個別通知（けんしんパスポート）の作成や予約方法の工夫（WEB予約や休日のコールセンターの設置）、国保健診（特定健康診査）との同時検診の実施、未受診者への再勧奨通知などにより受診率の向上を図ります。

また、がん検診で精密検査が必要と判定された方には、専門医療機関への受診を促し、がんの早期発見・早期治療につなげます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村がん検診事業の評価結果（県内市町村ランキング）（位）	8	8	7	7

(2) 国保健診（特定健康診査）等【国民健康保険特定健康診査等事業、後期高齢者健康診査事業】

□■現状の取組■□

国民健康保険の加入者を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目して糖尿病などの生活習慣病の予防を図る国保健診（特定健康診査）を無料で行うとともに、国保健診（特定健康診査）の結果、改善が必要な人に特定保健指導を行っています。

また、埼玉県後期高齢者医療広域連合が保険者となる 75 歳以上の高齢者についても、健康診査を無料とし、加入者の疾病の予防と健康の増進を図っています。

□■今後の方向性■□

糖尿病、脳・心血管疾患（脳卒中や虚血性心疾患など）などの生活習慣病やメタボリックシンドローム及びその予備群を減少させることができるよう、国保健診の受診率の向上を図ります。

また、特定保健指導を実施し、生活習慣病やその重症化、合併症の発症を予防します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国保健診（特定健康診査）受診率（％）※1	41.4	50.0	60.0	60.0
後期高齢者健康診査受診率（％）※2	29.5	33.0	36.0	39.0

※1 国保健診（特定健康診査）の対象者（国民健康保険加入者で 40 歳から 74 歳までの人）のうち、国保健診（特定健康診査）を受けた人の割合

※2 後期高齢者健康診査の対象者（75 歳以上の後期高齢者医療保険加入者）のうち、後期高齢者健康診査を受けた人の割合

(3) 人間ドック・脳ドックの利用促進【国民健康保険人間ドック・脳ドック利用助成事業、後期高齢者人間ドック・脳ドック利用助成事業】

□■現状の取組■□

国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している市民が人間ドック、脳ドック及び併診ドックを受診するに当たり、利用助成券を発行し、加入者の疾病の予防と健康の増進を図っています。

□■今後の方向性■□

引き続き、被保険者の疾病を予防し、元気な高齢者を支援するため、人間ドック、脳ドック及び併診ドックの受診に係る負担軽減を行います。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国民健康保険人間ドック受診者数(人)	800	800	800	800
国民健康保険脳ドック受診者数(人)	20	20	20	20
国民健康保険併診ドック受診者数(人)	80	80	80	80
後期高齢者医療保険人間ドック受診者数(人)	192	192	192	192
後期高齢者医療保険脳ドック受診者数(人)	15	12	12	12
後期高齢者医療保険併診ドック受診者数(人)	20	24	24	24

第2節 高齢者の介護予防

1 要介護状態となるおそれのある高齢者の把握【要支援高齢者把握事業】

□■現状の取組■□

後期高齢者の質問票等を活用し、要介護認定を受けていない高齢者の健康状態を把握し、生活機能の低下がみられる高齢者を適切な支援へつないでいます。

また、ひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の高齢者のうち、見守りの必要性が高いと認められる高齢者に対しては、社会福祉協議会が実施する乳酸飲料の配布を通じて高齢者を見守る事業を紹介しています。

□■今後の方向性■□

高齢者保健事業と介護予防を一体的に実施する取組との整合を図りながら、より効果的な高齢者の健康状態の把握方法について検討し、生活機能の低下がみられる高齢者を医療や介護サービスなどの適切な支援へつなぎます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康状態の把握を行った高齢者の数(人)	2,020	2,050	2,100	2,150

2 介護予防に関する普及啓発

(1) 教室や講座などを活用した介護予防の啓発【元気はつらつ介護予防事業】

□■現状の取組■□

介護予防に関する知識の普及を図るとともに、介護予防の取組の実践を促すため、介護予防に関する教室や講演会、講座などを開催しています。

また、ふれあいサロンにおいて「加須転倒無止(てんとうむし)体操」や「加須あたまの体操」、「加須うどん体操」など、本市独自の体操の普及に取り組んでいます。

□■今後の方向性■□

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果や国保データベース(KDB)システムで分析した健康課題の解決のため、医療専門職と連携し、より効果的な教室や講座などを企画立案し、生活習慣病予防からフレイル予防まで切れ目のない普及啓発に取り組みます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防普及啓発事業の延べ参加者数(人)	2,800	2,900	3,000	3,100

（２）筋力アップトレーニングの普及【筋力アップトレーニング事業】

□■現状の取組■□

生活習慣病の予防や筋力低下による転倒・骨折を予防するため、一人ひとりの健康状態や体力に合わせて個別運動プログラムを作成し、筋力アップトレーニングを行っています。

また、トレーニングは継続することが大切なため、事業の修了者が自主活動グループで活動を継続できるよう後方支援を行っています。

□■今後の方向性■□

継続して参加者同士が交流を図りながら運動習慣を身に付けることができる事業運営を行うことにより、高齢者の健康増進を図り、生活習慣病やフレイルの予防を推進します。

また、市民との協働や民間活力の活用により、運動できる環境づくりに取り組みます。

□■目標■□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
事業修了者と自主活動者数（累計）（人）	1,360	1,400	1,450	1,500

３ 通いの場（ふれあいサロン）の拡充【ふれあいサロン事業】

□■現状の取組■□

介護予防事業の担い手である介護予防サポーターや地域住民と協働し、「加須転倒無止（てんとうむし）体操」や脳のトレーニング、歌唱、おしゃべりなど、高齢者が歩いている距離で楽しく活動や交流のできる場（ふれあいサロン）を提供しています。

□■今後の方向性■□

介護予防サポーターやシルバー人材センターが養成する健康づくりサポーター、地域住民などと協働し、ふれあいサロンの活動や運営を支援する人材の確保を図るとともに、ふれあいサロンの新規開設や活動の継続、自主運営化に対する支援を行います。

また、リハビリテーション専門職や民間事業者による「移動販売車（移動スーパー）」と連携した取組を行います。

□■目標■□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ふれあいサロンの設置数（箇所）	144	150	156	162

4 リハビリテーション専門職との連携の推進【元気はつらつ介護予防事業、地域ケア会議推進事業】

□■現状の取組■□

リハビリテーション専門職との連携を推進する観点から、ふれあいサロン、筋力アップトレーニング事業などの介護予防事業や自立支援型地域ケア会議にリハビリテーション専門職の参画を得て、介護予防の取組を進めています。

□■今後の方向性■□

市内の医療機関などとの連携を図り、リハビリテーション専門職の参画による介護予防事業を実施し、高齢者の介護予防の取組を推進します。

また、介護サービス事業所に対し、介護報酬の加算を活用したリハビリテーション体制の強化を促すとともに、ケアマネジャーに対し、リハビリテーションの視点を取り入れたケアマネジメントの実践について啓発します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
リハビリテーション専門職との連携回数（回）	32	39	39	39

5 多様な訪問・通所サービスの提供【介護予防・生活支援サービス等事業】

□■現状の取組■□

本市では、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、多様なサービス体系を設け、利用者一人ひとりの状態に応じた訪問サービス及び通所サービスを提供する体制を構築しています。

■介護予防・生活支援サービスの概要

元気あっぷ訪問サービス	
訪問サービス S	専門的なケアが必要な人が、ホームヘルパーによる入浴の見守りや掃除・洗濯などの生活援助を受けられるサービス
訪問サービス A	身体介護を除く生活援助を必要とする人が、ホームヘルパーによる掃除や洗濯などの生活援助を受けられるサービス
訪問サービス B	比較的自立した状態の人が、シルバー人材センター会員などによる掃除や洗濯などの生活援助を受けられるサービス
元気あっぷ通所サービス	
通所サービス S	専門的なケアが必要な人が、デイサービス事業所に通って生活機能向上のための訓練などを受けられるサービス
通所サービス A	ケアが必要な人が、デイサービス事業所に通って短時間の生活機能向上のための訓練などを受けられるサービス
通所サービス C	短期・集中的な取組によって身体機能などの改善に効果が見込まれる人が、保健・医療の専門家による生活機能向上のための訓練などを受けられるサービス

□■今後の方向性■□

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問・通所サービスを提供する事業者や団体などを確保し、一人ひとりの状態に合ったサービスを提供することによって、高齢者の介護予防又は要介護状態等の悪化の防止を図ります。

また、利用者に対し、より効果的なサービスが提供できるよう、国及び県と連携し、サービス体系やサービス内容の見直しを検討します。

さらに、利用者のサービスの選択に資するよう、ホームページや国の介護サービス情報公表システムなどを活用し、事業所の所在地や事業内容などの情報提供を行います。

□■目標■□

指標名	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問サービス S の提供事業所数（箇所）※	17	18	19	20
訪問サービス A の提供事業所数（箇所）※	6	7	8	9
訪問サービス B の提供団体数（団体）※	2	2	2	2

通所サービスSの提供事業所数（箇所）※	29	30	31	32
通所サービスAの提供事業所数（箇所）※	14	15	16	17
通所サービスCの利用定員数（人）	40	40	40	40

※ 市内に所在する事業所数・団体数

6 生涯学習活動の推進【シニアいきいき大学事業】

□■現状の取組■□

平成国際大学との連携による専門的な講師陣を活用し、60歳以上の市内在住の人を対象に、「加須市シニアいきいき大学」を1学部2年間のコースで実施しています。

また、卒業後の自主的なサークル活動を側面から支援したり、卒業生の中から生涯学習市民企画委員などのボランティアへの登用を促しています。

□■今後の方向性■□

平成国際大学と調整・連携を図りながら、その時々ニーズに沿った講義内容を検討します。

また、60歳以上のシニア世代を対象に、より専門的な学習の場を提供し、自発的な学習活動とまちづくりへの参画を促します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シニアいきいき大学受講生の受講率（%）	79.0	90.0	90.0	90.0

7 スポーツ・レクリエーションの推進

(1) スポーツ教室の推進【スポーツ教室等開催事業】

□■現状の取組■□

高齢者を含めた幅広い年齢層を対象に、ボッチャやフロアカーリングなどの体験型ニュースポーツ、ヨガピラティスなど各種スポーツ教室を開催し、参加者がいつまでも元気に、個々の健康状態や体力に応じてスポーツ活動に取り組むことができるような環境づくりを行っています。

□■今後の方向性■□

スポーツ推進委員やスポーツ協会などと連携し、高齢者を含めた多くの市民が健康増進や仲間づくりをできる場として様々なスポーツ教室を開催し、スポーツ人口の増加やスポーツの普及に取り組めます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
65 歳以上の人に参加できるスポーツ教室の開催回数(回)	9	10	11	12

(2) グラウンド・ゴルフの推進【グラウンドゴルフ推進事業】

□■現状の取組■□

グラウンド・ゴルフは、高齢者の仲間づくりや健康づくりを担う軽スポーツとして広く普及しており、市内でも多くの愛好者がいます。

各地区の老人クラブや自治協力団体などの愛好者が様々な場所でグラウンド・ゴルフを楽しんでおり、市内スポーツ団体主催の大会をはじめとした大小様々な大会が開催されています。

□■今後の方向性■□

高齢者の健康づくりや地域交流が活発に行われるよう、引き続き、グラウンド・ゴルフ大会の開催を支援し、競技人口の増加やグラウンド・ゴルフの普及に取り組めます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
65 歳以上のグラウンド・ゴルフの競技人口(人)※	1,200	1,300	1,350	1,400

※ 競技人口は、加須市スポーツ協会及び加須市レクリエーション協会加盟者

(3) ウォーキングの推進【健康スポーツ推進事業】

□■現状の取組■□

高齢者が気軽に健康づくりを行うことができるウォーキングに取り組むためのきっかけづくりとして、市や地域・地区が主催するウォーキング大会を開催しています。

また、ウォーキングやサイクリング、ラジオ体操などを個人で継続して取り組む形式の事業「健康チャレンジ」を地域スポーツ協会が実施しています。

□■今後の方向性■□

市民の健康づくりや仲間づくりのため、市や地域・地区スポーツ協会によるウォーキング大会の開催を推進するとともに、高齢者を含めたより多くの方が参加できるように、時期やコースを工夫して開催します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康づくりウォーキング大会の開催回数(回)※	11	14	14	14

※ 市、市スポーツ協会、地区スポーツ協会主催大会の開催回数

8 高齢者の就労支援

(1) シルバー人材センターへの支援【シルバー人材センター支援事業】

□■現状の取組■□

高齢者の就業支援事業を実施するシルバー人材センターに対し、助成、指導、助言、事業への協力などを行い、その円滑な運営を側面から支援しています。

□■今後の方向性■□

シルバー人材センターへの助成、指導、助言、事業への協力などの支援を通じて、高齢者の就業を支援します。

また、公共機関、民間企業及び一般家庭に対し、シルバー人材センター事業の周知を行い、シルバー人材センターにおける受注業務の確保を図ります。

さらに、シルバー人材センターと連携し、ふれあいサロンなど地域における住民主体の介護予防・生活支援の担い手の養成・確保を図ります。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センターの会員数(人)	920	975	1,000	1,030

（２）高齢者の雇用促進【就業支援事業】

□■現状の取組■□

埼玉県セカンドキャリアセンターと連携し、就業支援セミナーや就職相談会を実施するとともに、ハローワーク行田や加須市ふるさとハローワークと連携した職業相談・紹介などによって高齢者の就労を支援しています。

また、ホームページ、広報紙及びメール配信により、就労支援情報を広く提供しています。

□■今後の方向性■□

埼玉県と共同運営しているセカンドキャリアセンターと連携し、就業支援セミナーや就職相談会、面接会を実施します。

また、ハローワーク行田や加須市ふるさとハローワークと連携した就労支援など、多様なニーズに対応し、高齢者の雇用を促進します。

□■目標■□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
セカンドキャリアセンターを活用した就職者数（人）	60	65	67	69

９ 高齢者の交流機会の創出

（１）世代間交流の推進【健康づくり地域交流事業】

□■現状の取組■□

保育所や幼稚園、学校において、高齢者の知恵や技能、経験を生かした世代間交流活動を行っています。

また、地域の愛育班が実施する「遊びの広場」では、地域の人たちが中心となって、昔の遊び講習会やクリスマス会、お月見会などを企画・運営しており、高齢者を含む三世代交流の場となっています。

□■今後の方向性■□

各地域の実情や特色に合わせて、世代間交流など高齢者の地域交流活動の場を創出し、参加を働きかけていきます。

□■目標■□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域交流事業への一般参加者数（人）	612	1,200	1,700	2,200

(2) 高齢者の交流事業への支援【ひとり暮らし高齢者地域交流助成事業】

□■現状の取組■□

高齢者の仲間づくりや生きがいづくりを目的として、社会福祉協議会がひとり暮らし高齢者を対象に行っている食事会やウォーキング、体操、音楽鑑賞などを内容とした地域交流事業の費用の一部を助成しています。

□■今後の方向性■□

社会福祉協議会が実施する地域交流事業の費用に対する助成を通じ、高齢者の交流の機会の確保などに努めます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
社会福祉協議会が実施する地域交流事業への延べ参加者数(人)	800	1,920	1,920	1,920

10 ボランティア活動の推進

(1) 元気な高齢者のボランティア活動への参加の促進【地域市民活動促進事業、介護支援ボランティアポイント事業】

□■現状の取組■□

「まちづくりネットワーク・かぞ」との協働により、市民活動ステーション「くらくら館」を拠点としたボランティア活動への参加を促進しています。

「くらくら館」では、ボランティア活動への参加を希望する人とボランティアを必要としている登録団体との橋渡しを行っています。

また、登録団体に対しては、各団体からの情報発信ができる掲示スペースや資料作成を行うための印刷機・作業コーナーを設けるなど、その活動を支援しています。

□■今後の方向性■□

市民活動ステーションを活用し、高齢者支援活動団体への支援及び元気な高齢者のボランティア活動への参加機会の拡充を図ります。

また、市内の介護施設などでボランティア活動を行った高齢者に対し、活動実績に応じてポイントを付与し、一定のポイントに達した場合に特典と交換できる「介護支援ボランティアポイント事業」を創設します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民活動ステーションの高齢者支援活動団体登録数(団体)	34	35	36	37
介護支援ボランティアポイント事業の実施	—	事業設計	事業開始	事業実施

（２）学校応援団への参加の推進【学校いきいきステーション事業】

□■現状の取組■□

「学校いきいきステーション事業」において、市内すべての公立学校（幼稚園）に学校応援団（幼稚園応援団）が組織されており、高齢者などが児童・生徒の登下校時の安全の確保、学習、環境整備などの支援をしています。

□■今後の方向性■□

学校応援団（幼稚園応援団）については、高齢者の負担の軽減に配慮するとともに、募集方法を工夫するなど、新しい人材の確保及び登録者の拡大を図ります。

□■目標■□

指標名	令和５年度 （見込み）	令和６年度	令和７年度	令和８年度
学校応援団の登録者数（人）	2,917	4,300	4,300	4,300

11 生きがい農業の推進【市民農園管理運営事業、ライスパーク農業体験推進事業】

□■現状の取組■□

農地を持たず、野菜作りにチャレンジしたい高齢者に対し、「グリーンファーム加須」や「北川辺農園」などの市民農園で農地の貸し出しを行い、自らの手で野菜を作る機会や利用者同士のコミュニケーションの場を提供しています。

また、高齢者の生きがいづくりの場として、うどん・そば打ち講座や農業体験塾などの各種講座を開催しています。

□■今後の方向性■□

農業を多くの高齢者に体験してもらうため、市民農園が有する環境保全型機能、防災的機能、教育的機能、福祉的機能及びコミュニティ機能を充実させます。

また、新しい農業体験の場、利用者同士や近隣住民との交流の場、農業生産の仕組みや農業の果たしている役割を理解する機会の提供など、農業を通じた高齢者の生きがいづくりを図ります。

□■目標■□

指標名	令和５年度 （見込み）	令和６年度	令和７年度	令和８年度
農業体験講座などへの65歳以上の人の延べ参加者数（人）	130	145	150	155

12 老人クラブの活動支援【老人クラブ支援事業】

□■現状の取組■□

老人クラブは、高齢期における生活を健全で豊かにするための自主活動組織で、会員相互の親睦を深めるとともに、社会奉仕、文化芸術、健康づくりなどの活動を行っています。

□■今後の方向性■□

老人クラブが行う地域の清掃やパトロールなどの社会奉仕活動、趣味の作品展示会や文化創作展などの文化芸術活動、グラウンド・ゴルフ大会やワナゲ大会などの健康づくり活動などへの支援を通じて、高齢者の社会参加と仲間づくりを促進します。

また、会員数の増加に向けて、参加しやすい環境づくりを支援します。

さらに、地域で高齢者を支える仕組みを構築する観点から、老人クラブとの連携を推進します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ加入率(%)※	7.3	8.0	8.0	8.0

※ 60歳以上の人のうち老人クラブの会員になっている人の割合

13 健康福祉センター等の活用

□■現状の取組■□

騎西、北川辺及び大利根地域にそれぞれ「健康福祉センター」を設置し、高齢者の健康増進を図っています。

また、大利根地域に「大利根総合福祉会館」を設置していますが、設備不良により1階の老人福祉センターの供用を休止しており、2階及び3階の研修センターの貸出しのみを行っています。

□■今後の方向性■□

高齢者の健康づくりや介護予防、交流などの場として、引き続き「健康福祉センター」を活用していきます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康福祉センター等の総利用者数(人)	31,400	32,000	32,000	32,000

第3節 高齢者の健康づくりと介護予防の一体的な実施

1 高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施【いきいき長寿保健事業】

□■現状の取組■□

KDBシステムを活用したデータ分析と地域の健康課題の把握、重点課題の明確化及び事業評価を行っています。

また、医療専門職によるハイリスク対象者への訪問・相談などの個別支援を行うとともに、ふれあいサロンなどの通いの場へ医療専門職が出向き、フレイル予防の健康教育やフレイルチェックなどのポピュレーション支援（[集団を対象とした支援](#)）を行っています。

□■今後の方向性■□

管理栄養士、歯科衛生士、保健師などの医療専門職による低栄養、口腔機能低下及び生活習慣病の重症化のリスクが高い人への個別支援や、ふれあいサロンなどの通いの場を活用したフレイル予防のポピュレーション支援を継続して行うことにより、高齢者の生活の質を向上させます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別支援対象者に対する保健指導の実施率(%)※	98.0	100	100	100

※ 個別支援の対象とした人のうち、保健指導を実施できた人の割合

第2章 高齢者の日常生活を支える体制づくり

施策・事業	
第1節 相談支援等の体制の充実	1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制の充実 2 相談窓口等の周知及び関係機関等との連携強化 3 地域ケア会議の活用の推進
第2節 高齢者福祉サービスの充実	1 敬老事業の推進 2 緊急通報システムの普及 3 配食サービスの普及 4 コミュニティバス等による高齢者の移動支援 5 生活困窮者等の自立の支援 6 介護サービスの利用に係る負担の軽減
第3節 家族介護者等（ケアラー）への支援の充実	1 家族介護者等の介護負担軽減のための支援 2 家族介護者への経済的支援 (1) 家族介護者慰労金の支給 (2) 家族介護用品の支給
第4節 高齢者の居住支援	1 高齢者の安定的な生活の場の確保 2 居宅環境の改善支援
第5節 地域で高齢者を支え合う仕組みづくり	1 自治協力団体の活動の促進 2 地域通貨を活用した地域福祉サービスの普及 3 地域プロンズ会議の設置・活動の推進 4 地域の実情に応じた生活支援体制の整備 5 交通安全対策の推進 6 地域における防犯活動の推進 7 消費者被害の防止 8 協力事業者による見守り体制の構築 9 行方不明者の早期発見支援 10 災害時要援護者への支援 11 歩行に配慮を要する人のための駐車区画の適正利用の推進

第1節 相談支援等の体制の充実

1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）の体制の充実【高齢者相談センター運営委託事業、高齢者相談センター指導監督事業、高齢者総合相談支援事業】

□■現状の取組■□

本市では、令和元年度から社会福祉法人に委託して日常生活圏域ごとに合計6箇所の高齢者相談センターを設置し、**専門職が**高齢者やその家族に対する相談支援や介護サービスの利用手続の支援などを行っています。

□■今後の方向性■□

高齢化の進展に伴い、高齢者相談センターの重要性が高まっていることから、高齢者相談センターをさらに普及させると同時に、業務量の増加や複雑化・多様化するニーズに適切に対応できるよう、高齢者相談センターの体制の充実を図る必要があります。

高齢者相談センターの業務が適切に実施されるよう、**職員の研修の充実や情報共有の推進**を図るとともに、高齢者相談センターの評価を行い、その結果に基づく指導や助言を行うことで、業務の質の向上を図ります。

また、適切な人員配置を行うとともに、居宅介護支援事業所と連携した介護予防支援業務の実施体制を整備するなど、高齢者人口の増加に伴う業務量の増加や業務内容を踏まえた高齢者相談センターの体制整備を図ります。

さらに、市と高齢者相談センターとの役割分担の明確化及び連携の強化に取り組めます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者相談センターの事業評価における得点率(%)※	98.0	98.0	98.0	98.0

※ 国が定める全国共通の評価指標に係る合計点数に対する本市の得点の割合

2 相談窓口等の周知及び関係機関等との連携強化【高齢者相談センター運営委託事業、高齢者相談センター指導監督事業、高齢者総合相談支援事業】

□■現状の取組■□

日常生活圏域ごとに合計6箇所設置している高齢者相談センターの普及を図るため、市の窓口や各種講座などでパンフレットを配布しているほか、民生委員や老人クラブの定例会などで高齢者相談センターの活動内容について周知を行っています。

また、高齢者などが福祉サービスを利用しやすい環境の整備を図るため、高齢者支援ガイドブックやホームページなどによる情報提供や民生委員などとの連携を推進しています。

□■今後の方向性■□

ホームページの内容の充実を図るとともに、様々な機会及び多様な方法を活用して幅広い世代に高齢者相談センターの周知を図ります。

また、保健・医療・福祉分野の関係機関や介護サービス事業者などとのネットワークの構築を進めるとともに、自治協力団体や民生委員などの地域の関係者との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者相談センターの認知度(%)※	70.0	75.0	80.0	85.0

※ 窓口アンケートに回答のあった人のうち、高齢者相談センターを「知っている」と回答した人の割合

3 地域ケア会議の活用推進【地域ケア会議推進事業】

□■現状の取組■□

高齢者の生活課題を把握し、その課題を解決に導くことができるよう、高齢者相談センターが中心となって、高齢者本人やその家族、民生委員、ケアマネジャーなどの参加を得て地域ケア個別会議を開催し、課題の解決に向けた検討を行っています。

また、高齢者の自立支援やケアマネジャーのケアマネジメント力の向上を図ることなどを目的に、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士などの多職種の視点を取り入れて事例検討を行う自立支援型地域ケア会議を開催しています。

□■今後の方向性■□

複雑化・多様化する高齢者の生活課題をできるだけ早期に解決に導くことができるよう、高齢者相談センターにおける地域ケア個別会議の活用を推進します。

また、自立支援型地域ケア会議を活用し、高齢者の自立に資する介護予防ケアマネジメントの普及に取り組めます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議の開催回数（回）	210	213	216	219

第2節 高齢者福祉サービスの充実

1 敬老事業の推進【敬老祝金支給事業、敬老会助成事業、金婚等祝賀事業】

□■現状の取組■□

市内に1年以上居住している高齢者のうち年度内に満77歳（喜寿）、満88歳（米寿）、満99歳（白寿）、満100歳を迎える人の長寿を祝して、敬老祝金として「ちょこっとおたすけ絆サポート券」を支給するとともに、各地域・地区の社会福祉協議会支部が主催する敬老会の開催を支援しています。

また、毎年敬老の日前後に、満88歳（米寿）、満99歳（白寿）を迎える人や結婚50周年の金婚を迎える夫婦に対し祝状を贈呈するとともに、満100歳を迎える人に、誕生日に合わせて祝状を贈呈しています。

□■今後の方向性■□

敬老祝金の支給や敬老会の開催支援、節目を迎える高齢者への祝状の贈呈などを通じて、長寿の祝福と高齢者を敬う意識の啓発に取り組めます。

また、高齢者が幅広いサービスや業種で「ちょこっとおたすけ絆サポート券」を利用できるように、加須市商工会と連携し、取扱店の拡大に努めます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉・介護分野における絆サポート券 取扱店の件数（件）	6	9	12	15

2 緊急通報システムの普及【緊急通報システム整備事業】

□■現状の取組■□

慢性疾患があることによって常時注意が必要なひとり暮らしの高齢者などに対し、緊急通報機器（固定型通報装置と通報ペンダント）を貸与し、定期的な安否確認と 24 時間 365 日対応の電話健康相談を行う体制を整備し、利用者を見守っています。

□■今後の方向性■□

高齢者の見守り支援ニーズの増加に適切に対応できるよう、事業対象者の要件の見直しや自宅に固定電話を設置していない高齢者へのサービスの提供体制について検討します。

また、事業の周知を図るとともに、事業の対象とならない人にも民間事業者による同種サービスの情報提供を行います。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急通報システムの設置台数（台）	134	138	142	146

3 配食サービスの普及【配食サービス事業】

□■現状の取組■□

ひとり暮らし高齢者世帯又は高齢者のみの世帯で、日常的に調理が困難な高齢者に対し、週3回を上限として栄養バランスのとれた昼食を提供するとともに、安否確認を行っています。

また、サービス利用者の増加に対応できるよう、配食サービスを行う事業者の確保に取り組んでいます。

□■今後の方向性■□

増加が見込まれる配食ニーズに適切に対応できるよう、サービスの質の確保を図るとともに、事業に関する情報発信や配食サービスを展開している民間事業者の情報収集などを行い、配食サービス提供事業者の新規参入を促進します。

また、高齢者相談センターやケアマネジャー、民生委員などと連携し、配食サービスを必要とする人がサービスを利用できるよう、事業の周知を図ります。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食サービスの実利用者数（人）	245	250	255	260

4 コミュニティバス等による高齢者の移動支援【コミュニティバス運行事業、介護予防・生活支援サービス等事業、地域ブロンズ会議事業】

□■現状の取組■□

市全域及び栗橋駅西口までを運行エリアとして、デマンド型乗合タクシー、シャトルバス及び循環バスの3つの運行方式によるコミュニティバスを運行しています。

また、市民にとってより利用しやすいコミュニティバスとなるよう、随時、運行ルートや運行区域の見直し、デマンド型乗合タクシーの増車などの改善を行っています。

なお、北川辺地域においては、現在、北川辺地域を営業区域とする民間タクシーが配車をしていない状況にあるため、配車に向けた検討・調整を進めています。

□■今後の方向性■□

引き続き、A Iの活用による効率的なデマンド型乗合タクシーの配車に努めるほか、コミュニティバスの運行経路の見直しや運行方式の改善を図るとともに、地域ブロンズ会議などを対象とした出前講座の開催など、高齢者の認知度向上に向けた取組を行います。

また、自動運転バスなどの新たな技術の導入に向け、今後の研究開発動向などを注視しつつ、検討を進めていきます。

さらに、民間路線バスやタクシーの維持に努めるほか、鉄道の延伸などによる輸送力増強や駅舎内のエレベーター設置などのバリアフリー化などの推進に向け、継続的な要望活動の実施などにより、高齢者など交通弱者の交通手段を確保します。

また、高齢者の移動支援ニーズのすべてに公共交通で対応することは困難なため、介護予防・生活支援サービスの訪問サービスをより利便性の高い移動支援の仕組みへと見直しを図るとともに、地域ブロンズ会議の活動を通じた住民主体の移動支援の仕組みづくりを推進します。

さらに、加須市社会福祉協議会による福祉車両の貸出しや民間事業者による移送サービスの情報提供を行います。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
デマンド型乗合タクシーを利用する 65歳以上の市民の数(人/日)	84	88	92	96

5 生活困窮者等の自立の支援【生活困窮者自立相談支援事業】

□■現状の取組■□

生活困窮の状態にある高齢者に対し、就労その他の自立に向けた相談支援及び支援プランの作成によって、自立した生活を送れるよう支援しています。

また、生活困窮の程度や健康状態、世帯の状況などに応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行っています。

□■今後の方向性■□

生活困窮者自立相談支援員が社会福祉協議会、高齢者相談センターなどの関係機関と連携し、介護、医療、年金、税、法律相談など、課題解決のために必要な窓口を案内するとともに、手続きが円滑に行われるよう支援します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活困窮課題の解決率(%)※	98.0	100	100	100

※ 生活困窮に関する相談受付件数のうち解決できた相談件数の割合

6 介護サービスの利用に係る負担の軽減【社会福祉法人による介護保険低所得者対策事業、介護サービス利用者負担助成事業】

□■現状の取組■□

介護が必要な高齢者が必要な介護サービスを適切に利用できるよう、生計の維持が困難な人などに対し、介護サービスを提供する社会福祉法人がこれらの人の利用者負担額を軽減した場合に、その社会福祉法人に対し、市が費用の一部を助成する「社会福祉法人による介護保険低所得者対策事業」を実施しています。

また、在宅介護サービスを利用している低所得者の経済的な負担を軽減するため、市が独自に利用者負担額の一部を助成する「介護サービス利用者負担助成事業」を実施しています。

□■今後の方向性■□

社会福祉法人などに対し、「社会福祉法人による介護保険低所得者対策事業」の実施について協力を求めています。

また、「介護サービス利用者負担助成事業」の対象となる人が適切に事業を利用できるよう、利用手続の勧奨通知を行います。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス利用者負担助成の利用率 (%) ※	95.0	95.0	95.0	95.0

※ 介護サービス利用者負担助成の対象となる人のうち、利用した人の割合

第3節 家族介護者等（ケアラー）への支援の充実

1 家族介護者等の介護負担軽減のための支援【高齢者相談センター運営委託事業、高齢者相談センター指導監督事業、高齢者総合相談支援事業】

□■現状の取組■□

高齢者相談センターと連携して、家族介護者などからの相談に応じ、必要な助言や情報提供を行うとともに、当事者が抱える課題やリスクなどに応じて、様々な分野の相談支援機関につないでいます。

また、地域住民が主体となって開催している介護者サロンなどの情報を収集し、市民に情報提供を行うとともに、認知症高齢者などの介護者に対し、周囲に介護中であることを知らせる「介護マーク」の貸出しを行っています。

さらに、仕事をしながら介護を続ける人の離職を防止し、介護と仕事の両立を支援するため、専用の相談窓口や介護休業制度などに関する情報提供を行っています。

□■今後の方向性■□

埼玉県ケアラー支援条例を踏まえ、家族介護者などのケアラー※¹支援に関する普及啓発を行うとともに、複雑化・多様化する相談内容に適切に対応できるよう、高齢者相談センターと関係機関・関係団体との連携の強化に取り組みます。

特に、学校生活や交友関係、心身への影響が大きいヤングケアラー※²については、市の関係部署及び関係機関が共に取り組み、多層的に支援を進めることが重要です。

このため、学校、教育センター、すくすく子育て相談室、高齢者相談センターなどが連携し、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、相談体制を強化し、対象の児童・生徒及びその家族などを、教育、医療、介護、福祉などの必要な支援につなげます。

また、介護者サロンや介護休業制度などの情報を集約し、市民にわかりやすく情報提供することによって、介護者同士の交流の機会の確保や介護負担の軽減を図ります。

※1 埼玉県ケアラー支援条例では、「ケアラー」とは、高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者と定義しています。

※2 埼玉県ケアラー支援条例では、「ヤングケアラー」とは、ケアラーのうち、18歳未満の者と定義しています。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者相談センターによる介護に関する相談支援件数（件）※	2,400	2,800	3,200	3,600

※ 高齢者相談センターが実施する高齢者総合相談支援事業における介護に関する相談支援件数

2 家族介護者への経済的支援

(1) 家族介護者慰労金の支給【ねたきり老人等居宅介護者慰労金支給事業】

□■現状の取組■□

要介護 4 又は要介護 5 の認定を受けているねたきりの高齢者を在宅で介護している家族介護者に対し、1 箇月当たり 5,000 円の慰労金を支給しています。

□■今後の方向性■□

家族などによる在宅介護の重要性は、今後ますます高まると考えられることから、慰労金を支給することにより在宅で高齢者の介護を行っている家族を支援します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族介護者慰労金の延べ受給者数(人)	2,100	2,100	2,100	2,100

(2) 家族介護用品の支給【家族介護用品支給事業】

□■現状の取組■□

家族介護者を支援する観点から、排せつに介助を必要とする高齢者を在宅で介護している家族介護者に対し、紙おむつなどの介護用品を支給しています。

□■今後の方向性■□

家族などによる在宅介護の重要性は、今後ますます高まると考えられること、また、排泄ケアに不安を感じている介護者が多いことを考慮し、紙おむつなどの家族介護用品を支給することによって、在宅で高齢者の介護を行っている家族を支援します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族介護用品の利用者数(人)	41	46	51	56

第4節 高齢者の居住支援

1 高齢者の安定的な生活の場の確保【生活管理指導短期入所事業、養護老人ホーム入所事業、介護施設整備促進事業】

□■現状の取組■□

高齢者施設への入居を検討している高齢者やその家族などに対し、軽費老人ホーム（ケアハウス）や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの情報提供を行っています。

また、要介護等認定を受けていないおおむね 65 歳以上の高齢者を短期間入所させ、生活習慣の改善などの支援を行う「生活管理指導短期入所サービス」を提供しています。

さらに、生活環境や経済的な理由により自宅で養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させ、入所者の心身の健康の保持と生活の安定を図るとともに、入所した高齢者の身体状況等を定期的に確認し、必要に応じて介護サービスの利用につないでいます。

□■今後の方向性■□

今後も高齢者の住まいに関する情報提供を行います。

また、ひとり暮らし、生活困窮、社会的孤立などの多様な生活課題を抱える高齢者の居住支援ニーズに対応できるよう、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホームなどの必要利用定員数の確保に努めるとともに、急な入所が必要となる場合に備え、定期的に施設の空床状況等を把握します。

さらに、介護保険施設としての指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、県と連携し、[入居者へのサービス内容を点検するなど](#)、その質の確保を図ります。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養護老人ホームの入所定員数（人）	80	80	80	80
軽費老人ホーム（ケアハウス）の入所定員数（人）	29	29	29	29
有料老人ホームの入所定員数（人）	143	143	143	143
サービス付き高齢者向け住宅の入所定員数（人）	38	38	38	38

※ 上表において、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない住宅型の施設について記載

2 居宅環境の改善支援【住宅改修手続支援事業、高齢者住宅改修費助成事業】

□■現状の取組■□

住み慣れた自宅で自立した日常生活を過ごすことができるよう、手すりの設置や段差の解消などの住宅改修が必要な要介護等認定を受けている高齢者に対し、住宅改修費を支給しています。

□■今後の方向性■□

居宅介護支援費の支給対象とならない住宅改修のみを行う場合に、住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成したケアマネジャーなどに対し、手数料を交付することによって、住宅改修が必要な高齢者に必要なサービスが提供されるよう支援します。

また、要介護等認定に該当しない高齢者のうち転倒などのリスクが高いと認められる人の住宅改修を支援するため、住宅改修費に係る助成金を支給することにより、そのリスクの低減を図ります。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修手続への支援件数（件）	10	12	14	16
要介護等認定に該当しない高齢者に対する住宅改修費助成事業の実施	事業設計	事業開始	事業実施	事業実施

第5節 地域で高齢者を支え合う仕組みづくり

1 自治協力団体の活動の促進【自治協力団体活動促進事業】

□■現状の取組■□

地域支え合いの仕組みづくりにおいて、地域で大きな役割を担っている自治協力団体の活動を促進するため、自治協力団体との連絡調整を密にしながらその運営を支援しています。

□■今後の方向性■□

自治協力団体の活動の促進に向け、積極的に必要な情報提供を行うほか、相互の連絡調整機関である自治協力団体連合会の機能を支援します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
過去1年間に自治会活動に参加したことがある市民世帯の割合※	60.0	61.0	62.0	63.0

※ 全自治協力団体の平均

2 地域通貨を活用した地域福祉サービスの普及【地域通貨発行による地域福祉サービス支援事業】

□■現状の取組■□

地域通貨である「絆サポート券（1枚 500円）」を活用して、住民ボランティアである「おたすけサポーター」が高齢者などの日常生活におけるちょっとした困りごとへのサポートを行う「ちょこっとおたすけ絆サポート事業」を実施しています。

□■今後の方向性■□

今後、買い物や通院などの支援を必要とする高齢者の増加が見込まれており、公的サービスの隙間を埋める事業として、この事業の重要性はますます高まっています。ニーズに適切に対応できるよう、事業の周知や利便性の向上を図るとともに、担い手となる「おたすけサポーター」の確保や「絆サポート券」の取扱店の拡大を図ります。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
おたすけサポーターの年間活動時間数 (時間) ※	2,850	2,900	3,000	3,100

※ 「ちょこっとおたすけ絆サポート券」の利用による地域支え合いサービスの年間利用時間数＝サポーターの活動時間数

3 地域ブロンズ会議の設置・活動の推進【地域ブロンズ会議事業】

□■現状の取組■□

自治協力団体、民生委員、老人クラブ、社会福祉協議会、NPO、介護サービス事業者などの多様な主体が参画し、地域の絆と協働の力で高齢者を支え合う地域を目指して、その地域に必要な仕組みづくりを行う「地域ブロンズ会議」の設置を推進しており、令和5年度において、市内16箇所の地域で第2層地域ブロンズ会議が設置されています。

□■今後の方向性■□

第3層地域ブロンズ会議が未設置の地域での設置に向けて、自治協力団体や民生委員などの地域の関係者に協力を求めています。

また、生活支援コーディネーターを中心として、地域ブロンズ会議が主体の介護予防や生活支援の活動を支援します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3層地域ブロンズ会議が設置されている地域の数（箇所）	50	56	62	68

4 地域の実情に応じた生活支援体制の整備【地域ブロンズ会議事業、介護保険給付事業、介護予防・生活支援サービス等事業、ごみ収集事業】

□■現状の取組■□

生活支援コーディネーターを配置し、地域の生活支援ニーズを把握するとともに、生活支援ニーズと必要な地域資源やサービスが適切に結びつくよう、関係者への働きかけなどを行っています。

この活動などにより把握した高齢者の買い物支援ニーズなどに対応するため、市との協定に基づき、民間事業者３社による「移動販売車（移動スーパー）」が市内を運行しています。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、自身でのごみ集積所へのごみ出しが困難な高齢者の増加が見込まれています。

ごみ出しが困難な高齢者に対しては、介護保険の訪問介護員によるごみ出しのサービスのほか、地域によっては、自治協力団体の役員やリサイクル推進員がボランティアでごみ出しの支援を行っています。

令和５年１１月には、自身でのごみ出しが困難な高齢者世帯の状況を把握するために、民生委員に対するアンケート調査を実施しました。

□■今後の方向性■□

移動販売車（移動スーパー）が新たな地域の交流の場となるよう、自治協力団体や民生委員、ふれあいサロンなどと連携し、その運行を支援します。

また、介護保険によるサービスや地域での支援だけでは対応できない高齢者に対するごみ出しの支援について、アンケート調査の結果や地域の実態などを踏まえ、本人や現在支援を行っている方々の負担軽減につながる収集方法などを検討します。

さらに、生活支援コーディネーターによる地域ブロンズ会議の活動に対する支援などを通じて、生活支援ニーズと必要な地域資源とのマッチングを行うなど、地域の実情に応じた生活支援体制の整備を推進します。

□■目標■□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
第２層生活支援コーディネーター※の年間活動件数（件）	260	265	270	275

※ 社会福祉協議会支部ごとの区域の範囲において活動する生活支援コーディネーター

5 交通安全対策の推進【交通安全啓発事業】

□■現状の取組■□

交通安全意識の向上と交通事故防止のため、参加・実践型の高齢者交通安全教室を警察などと連携して開催するとともに、敬老会など各地域のイベントにおける交通安全啓発を行っています。

また、加齢に伴う身体機能の低下などにより運転に不安を感じている高齢者や交通事故を心配する家族などへの対応として、埼玉県警察が実施している運転免許証自主返納制度（シルバー・サポーター制度）について、相談窓口の周知を行っています。

□■今後の方向性■□

参加・実践型の高齢者交通安全教室の参加者の募集方法や実施内容などを検討し、より多くの人に参加してもらえよう改善を図ります。

また、参加・実践型の高齢者交通安全教室の参加者などに対しアンケート調査を実施し、65歳以上の高齢運転者が、免許返納後、市に対しどのような生活支援を求めているかなど、その具体的なニーズの把握に努め、高齢者などが安全で安心した生活が送れるような生活支援を検討します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加・実践型高齢者交通安全教室の参加者数（人）	100	120	140	160

6 地域における防犯活動の推進【自主防犯活動組織育成・支援事業】

□■現状の取組■□

警察と連携し、防災行政無線やかぞホッとメール（安全安心情報）などを活用し、市民への情報提供を行うとともに、ホームページや広報紙などで防犯情報などを提供しています。

また、地域における防犯活動の活性化を図るため、加須警察署と連携し、講習会を実施しているほか、自主防犯団体の組織及び活動状況を把握するため、定期的に実態調査を行っています。

□■今後の方向性■□

自主防犯組織が未設立の自治協力団体に対して、関係課と連携し、引き続き設立を促していくとともに、高齢者が犯罪に巻き込まれることがないように、警察、自主防犯組織、防犯協会と連携して防犯啓発を行います。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自主防犯組織の組織率（％）※	81.6	95.5	100	100

※ 自治協力団体加入団体のうち自主防犯組織を設置している自治協力団体の割合

7 消費者被害の防止【消費者自立・支援事業】

□■現状の取組■□

消費生活センターに専門職である消費生活相談員を配置し、消費生活トラブルなどの相談を市民から受け、助言やあっせんを行うとともに、消費者の自立を支援しています。

また、消費生活出前講座を行い、消費者被害の未然防止を図っているほか、敬老会などでの啓発活動を実施しています。

□■今後の方向性■□

潜在的な被害者及び相談者に重点を置いた相談体制の周知を図るとともに、消費生活相談の充実を図ります。

また、関係機関・団体などと連携し、高齢者などの見守り活動や啓発活動などを行うことによって消費者被害の未然防止に努めます。

さらに、消費生活相談員の負担軽減を図るとともに、より安定的な運営となるよう相談員の持続的確保に努めます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
消費生活センターにおける 65 歳以上の 消費生活相談件数（件）	210	220	230	240

8 協力事業者による見守り体制の構築【あんしん見守りサポート事業】

□■現状の取組■□

日常的に高齢者と関わりのあるガス、電気、水道、郵便、新聞販売などの事業者が業務を行う際、高齢者の何らかの異変に気付いたときに市に通報してもらうことで、高齢者の安否確認や保護につなげる取組を進めています。

□■今後の方向性■□

協力事業者との連携を深めるとともに、協力事業者を増やせるよう、ホームページなどで事業の周知を行います。

また、近年、熱中症のリスクが高まっていることから、熱中症対策も含めた見守り活動の実施について、協力事業者に協力を呼び掛けていきます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
あんしん見守りサポート事業協力事業者数(社)	55	57	59	61

9 行方不明者の早期発見支援【行方不明者早期発見活動事業】

□■現状の取組■□

警察へ届出のあった行方不明者の情報を防災行政無線で放送するとともに、家族などの希望に基づき関係機関への情報提供を行うことによって、行方不明者の早期発見につなげています。

□■今後の方向性■□

警察、自治協力団体、民生委員・児童委員などの関係機関と連携し、行方不明者の早期発見に取り組めます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行方不明者情報の適正な情報共有(%)※	100	100	100	100

※ 行方不明者情報を早期発見につなげるため届出者の希望する関係機関へ迅速に共有できた割合

10 災害時要援護者への支援【災害時要援護者支援事業】

□■現状の取組■□

地域の防災力を高めるため、各地域・地区における防災訓練の実施や自主防災組織の設立を促進するとともに、災害時における避難誘導や安否確認などの支援を迅速、円滑に行うため、災害時要援護者名簿の登録を行っています。

また、災害時要援護者の避難誘導や安否確認などの支援を行う避難援助者（近所の人など）の登録の拡大に努めています。

□■今後の方向性■□

災害時要援護者の登録と合わせて、避難援助者の登録を推進するため、自治協力団体や民生委員などの地域の避難支援等関係者と連携して、ひとり暮らし高齢者などの登録対象者への制度の周知を図るとともに、登録者の情報を避難支援等関係者へ提供し、日頃の見守り活動に活用します。

また、災害時要援護者の情報を把握するため、関係各課から要援護者情報（高齢者、障がいのある人、要介護認定者など）を収集し、真に支援が必要な人に対する災害時における避難支援に役立てます。

さらに、各避難場所での福祉避難スペースの整備と福祉避難所の充実・確保に努めます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
災害時要援護者名簿における避難援助者の登録率（％）※	46.0	47.0	48.0	49.0

※ 災害時要援護者名簿に登録されている人のうち、避難援助者の登録がある人の割合

11 歩行に配慮を要する人のための駐車区画の適正利用の推進【障がい者理解促進事業】

□■現状の取組■□

障がい者、要介護認定を受けている人、妊産婦など歩行が困難な人のための駐車区画について、対象者に利用証を交付し、駐車区画に駐車する際に利用証を掲示して駐車することで、駐車区画の適正利用を推進する「埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）」が令和5年11月から開始されました。

市では、対象者からの申請に基づき、利用証を交付しています。

また、市内の公共施設における歩行が困難な人のための駐車区画の整備を進めています。

□■今後の方向性■□

埼玉県と連携し、「埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）」の普及啓発を図るとともに、引き続き、市内の公共施設における歩行が困難な人のための駐車区画の整備を促進します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内の公共施設における青色塗装区画等※が整備されている数（箇所）	40	45	50	55

※ 車椅子使用者が優先的に利用できる幅員3.5メートル以上の青色に塗装された「車椅子使用者用駐車区画」及び障がい者、高齢者などを対象とした幅員3.5メートル未満の「優先駐車区画」

第3章 認知症の人とその家族等にやさしい地域づくり

施策・事業	
第1節 認知症に関する普及啓発・本人発信の支援	1 認知症への理解の促進 2 認知症に関する相談体制の周知 3 認知症の人本人による発信機会の拡大
第2節 認知症予防活動の推進	1 教室や講座などを活用した介護予防の啓発【再掲】 2 通いの場（ふれあいサロン）の拡充【再掲】 3 生涯学習活動の推進【再掲】 4 スポーツ教室の推進【再掲】 5 グラウンド・ゴルフの推進【再掲】 6 ウォーキングの推進【再掲】 7 シルバー人材センターへの支援【再掲】 8 高齢者の雇用促進【再掲】 9 世代間交流の推進【再掲】 10 高齢者の交流事業への支援【再掲】 11 元気な高齢者のボランティア活動への参加の促進【再掲】 12 学校応援団への参加の推進【再掲】 13 生きがい農業の推進【再掲】 14 老人クラブの活動支援【再掲】
第3節 認知症の人とその家族等への支援	1 認知症の早期発見・早期対応への支援 (1) 認知症ケアパスによる情報提供 (2) 認知症地域支援推進員による支援 (3) 認知症初期集中支援チームによる支援 (4) 関係機関の連携による切れ目のない支援 2 認知症の人の権利擁護 (1) 成年後見制度の利用促進 (2) 高齢者虐待の防止 3 認知症バリアフリーの推進 (1) 認知症の人の日常生活への支援（チームオレンジの整備） (2) 行方不明時の早期発見・保護 (3) 地域における防犯活動の推進【再掲】 (4) 消費者被害の防止【再掲】 4 認知症の人の社会参加の促進（認知症カフェの普及等） 5 認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保

第1節 認知症に関する普及啓発・本人発信の支援

1 認知症への理解の促進【認知症サポーター養成研修事業、認知症総合支援事業】

□■現状の取組■□

認知症への社会の理解を深めるため、認知症サポーターの養成や認知症講演会の開催、認知症地域支援推進員の活動などを通じて、認知症に関する知識の普及や認知症に対する理解の促進に努めています。

□■今後の方向性■□

共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症の日（9月21日）及び認知症月間（9月）の機会を捉えて、認知症に関する情報や認知症の人の創作作品を展示するパネル展などを開催し、認知症に関する正しい知識の普及及び認知症に対する正しい理解の促進に努めます。

また、認知症サポーター養成講座の開催により、認知症の人と地域で関わることが多い小売業などの従業者や人格形成の重要な時期にある小・中学生などの認知症サポーターの養成を進めます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーターの養成人数の累計 (人)	6,200	6,600	7,000	7,400

2 認知症に関する相談体制の周知【認知症総合支援事業、高齢者相談センター運営委託事業】

□■現状の取組■□

認知症に関する正しい知識や認知症の高齢者に対するケア技術の普及を図るため、各高齢者相談センターに認知症ケア相談室を設置し、認知症の人やその家族などへの相談支援を行っています。

□■今後の方向性■□

認知症の人やその家族などに対し、認知症に関する相談先や利用できるサービスなどの情報が適切に伝わるよう、認知症ケア相談室や認知症に対応した医療機関、認知症疾患医療センター、若年性認知症サポートセンターなどの認知症に関する相談窓口の周知を図ります。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症に関する相談窓口の認知度(%)※	60.0	64.0	68.0	72.0

※ 窓口アンケートに回答のあった人のうち、認知症に関する相談窓口を「知っている」と回答した人の割合

3 認知症の人本人による発信機会の拡大【認知症サポーター養成研修事業、認知症総合支援事業】

□■現状の取組■□

認知症の人ができるだけ住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人を支援している認知症サポーターやキャラバン・メイトとの交流会を開催するなどして、そこで把握した意見を認知症施策の企画立案に反映しています。

また、認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、認知症カフェなどの場を通じて、認知症の人本人が自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」を行っています。

□■今後の方向性■□

「本人ミーティング」の取組を推進し、認知症の人本人の視点を認知症施策の企画立案や取組の評価に反映します。

また、認知症になっても地域で自分らしく暮らしている人で、認知症の普及啓発活動に意欲のある人を埼玉県が任命する「埼玉県オレンジ大使」と連携し、認知症の人本人による発信機会の拡大を図ります。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「本人ミーティング」の実施回数（回）	1	1	2	3

第2節 認知症予防活動の推進

- | | |
|---------------------------|-------------|
| 1 教室や講座などを活用した介護予防の啓発 | (再掲 ○ページ参照) |
| 2 通いの場（ふれあいサロン）の拡充 | (再掲 ○ページ参照) |
| 3 生涯学習活動の推進 | (再掲 ○ページ参照) |
| 4 スポーツ教室の推進 | (再掲 ○ページ参照) |
| 5 グラウンド・ゴルフの推進 | (再掲 ○ページ参照) |
| 6 ウォーキングの推進 | (再掲 ○ページ参照) |
| 7 シルバー人材センターへの支援 | (再掲 ○ページ参照) |
| 8 高齢者の雇用促進 | (再掲 ○ページ参照) |
| 9 世代間交流の推進 | (再掲 ○ページ参照) |
| 10 高齢者の交流事業への支援 | (再掲 ○ページ参照) |
| 11 元気な高齢者のボランティア活動への参加の促進 | (再掲 ○ページ参照) |
| 12 学校応援団への参加の推進 | (再掲 ○ページ参照) |
| 13 生きがい農業の推進 | (再掲 ○ページ参照) |
| 14 老人クラブの活動支援 | (再掲 ○ページ参照) |

第3節 認知症の人とその家族等への支援

1 認知症の早期発見・早期対応への支援

(1) 認知症ケアパスによる情報提供【認知症総合支援事業】

□■現状の取組■□

認知症の進行状況などその人の状態に合った必要なサービスの内容や実施機関などをお知らせする「認知症ケアパス」を作成し、窓口相談での活用やホームページへの掲載などによって、その普及に努めています。

□■今後の方向性■□

「認知症かもしれない」と思ったときや認知症と診断されたときに活用し、適切なサービスを受けられるよう、様々な機会を捉えて認知症ケアパスの普及を図ります。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症ケアパスの認知度(%)※	40.0	44.0	48.0	52.0

※ 窓口アンケートに回答のあった人のうち、認知症ケアパスを「知っている」と回答した人の割合

(2) 認知症地域支援推進員による支援【認知症総合支援事業】

□■現状の取組■□

各高齢者相談センターに配置した認知症地域支援推進員が、認知症の人やその家族からの相談に応じ、助言や情報提供などを行っています。

また、認知症に関する普及啓発の企画立案や認知症ケアパスの見直し、本人ミーティングの実施など認知症施策の推進に当たっています。

□■今後の方向性■□

認知症地域支援推進員の意見交換や研修の機会を確保し、その質の向上を図るとともに、認知症施策の企画立案、施策の推進及び評価への認知症地域支援推進員の関与を一層推進します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員会議の開催回数(回)	3	3	3	3

(3) 認知症初期集中支援チームによる支援【認知症総合支援事業】

□■現状の取組■□

保健・医療・福祉分野の複数の専門職が、認知症が疑われる人の家庭を訪問し、その人の生活状況や認知機能などの情報収集や評価を行い、早期診断・早期対応につなげることを目的に、認知症サポート医、看護師、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」が活動しています。

□■今後の方向性■□

医師会、歯科医師会、薬剤師会、認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員などと連携し、認知症初期集中支援チームによる支援を推進します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チームによる支援によって、医療・介護サービスにつながった人の割合(%)	77.8	100	100	100

(4) 関係機関の連携による切れ目のない支援【認知症総合支援事業】

□■現状の取組■□

認知機能の低下が疑われる人や認知症の人を早期に発見し、医療機関の受診や介護サービスの利用につなげるなど早期の対応が行えるよう、かかりつけ医や認知症疾患医療センターとの連携に取り組んでいます。

□■今後の方向性■□

認知機能の低下が疑われる人や認知症の人に対し、保健・医療・福祉分野の多職種の視点が反映されたより質の高い連続した支援を行えるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会、高齢者相談センター、介護サービス事業者などとの連携を推進します。

また、平時及び急変時における医療が切れ目なく行われるよう、認知症疾患医療センターとかかりつけ医との連携を推進します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症に関する関係機関の連携に資する会議などの実施回数(回)	2	2	2	2

2 認知症の人の権利擁護

(1) 成年後見制度の利用促進【権利擁護事業】

□■現状の取組■□

判断能力が低下し、意思決定などへの支援が必要な人が成年後見制度を適切に利用できるよう、成年後見制度の内容や相談窓口の周知に努めています。

また、身寄りがない人などの成年後見制度の利用を支援するため、市長が法定後見開始の審判の申立を行うとともに、申立を行った人のうち成年後見業務に係る報酬の支払いが困難な人に対し、報酬費用の一部を助成しています。

□■今後の方向性■□

認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の増加に伴い、成年後見制度に関するニーズの増加が見込まれるため、国の「成年後見制度利用促進基本計画」及び「加須市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度に関する普及啓発を進めるとともに、法人後見事業を実施する加須市社会福祉協議会などの関係機関と連携し、相談支援体制の強化などに取り組みます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長による法定後見開始の審判申立の実施件数（件）	5	5	5	5

(2) 高齢者虐待の防止【権利擁護事業】

□■現状の取組■□

高齢者虐待を防止するため、高齢者虐待に関する相談通報窓口を周知し、高齢者相談センターや警察と連携して対応しています。

併せて、高齢者虐待を行った養護者の不安や悩みを聞き助言などを行うことによって、高齢者虐待の防止及び養護者の介護負担の軽減を図っています。

□■今後の方向性■□

高齢者虐待に関する相談通報窓口を周知するとともに、「高齢者等虐待及び消費者被害防止ネットワーク会議」などの場を活用して関係機関との連携を強化し、高齢者を地域で見守る仕組みづくりを推進します。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するため、県と連携して施設従事者の資質の向上を図ります。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者虐待に関する相談通報窓口の認知度(%)※	50.0	55.0	60.0	65.0

※ 窓口アンケートに回答のあった人のうち、高齢者虐待に関する相談通報窓口を「知っている」と回答した人の割合

3 認知症バリアフリーの推進

(1) 認知症の人の日常生活への支援（チームオレンジの整備）【認知症サポーター養成研修事業、認知症総合支援事業】

□■現状の取組■□

認知症を正しく理解し、地域において認知症の人とその家族などを応援する認知症サポーターの養成に取り組んでいます。

また、認知症の人とその家族などの日常生活におけるちょっとした困りごとの支援ニーズと、認知症サポーターによる支援とを結びつける「チームオレンジ」の整備を進めており、設置されたチームオレンジに対し市が認定証を交付することで、認知症への社会の理解を深めるとともに、チームオレンジの活動の継続性やチーム員の意欲の向上などを図っています。

□■今後の方向性■□

認知症サポーターの養成に取り組むとともに、より実践的な活動につなげるためのステップアップ講座を開催し、認知症サポーターのスキルアップを図ります。

また、市内すべての日常生活圏域におけるチームオレンジの整備に取り組むとともに、市町村におけるチームオレンジの活動などを支援する埼玉県のアレンジ・チューターと連携し、チームオレンジの活動の促進を図ります。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チームオレンジの整備数（箇所）	3	4	5	6

（２）行方不明時の早期発見・保護【行方不明高齢者等早期発見支援事業】

□■現状の取組■□

認知症により行方不明になるおそれのある人を家族の希望に基づき事前に登録し、行方不明になった場合に早期発見につなげる「行方不明高齢者等早期発見ステッカー」を配布するとともに、人工衛星を活用して行方不明になった人の現在位置を把握し、早期発見につなげる「位置探索サービス」を提供しています。

また、行方不明になった人の早期発見・保護を行うために運用されている「ＳＯＳネットワーク等」により、他の市区町村や関係機関との連携を図っています。

□■今後の方向性■□

「行方不明高齢者等早期発見ステッカー」や「位置探索サービス」の普及を図るとともに、警察や自治協力団体、民生委員などとの連携を推進します。

□■目標■□

指標名	令和５年度 (見込み)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
行方不明になった後に保護された６５歳以上の人のうち位置探索サービスなどの利用につながった人の割合（％）	60.0	65.0	70.0	75.0

（３）[地域における防犯活動の推進](#)（再掲 ○ページ参照）

（４）消費者被害の防止（再掲 ○ページ参照）

4 認知症の人の社会参加の促進（認知症カフェの普及等）【認知症総合支援事業】

□■現状の取組■□

認知症の人とその家族を支えるつながりを支援し、認知症の人の社会参加の促進と家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職などがカフェの形態で集うことができる「認知症カフェ」の運営に係る費用の一部を補助し、その普及に努めています。

□■今後の方向性■□

認知症カフェに関する情報発信や認知症カフェの運営費に対する補助を行うなど、認知症カフェを運営する団体を支援し、認知症カフェの普及を図ります。

また、認知症カフェの企画や運営への認知症サポーターの参画を推進するとともに、若年性認知症の人を含む認知症の人本人が役割を持って参加できるよう、認知症カフェの設置者に協力を求めています。

また、一部の介護施設などでは、認知症の人本人の社会参加を促進する観点から、介護施設などの行事に認知症の人本人が役割を持って参加する工夫が行われており、こうした活動を促進します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェの設置箇所数（箇所）	7	8	9	10

5 認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保【認知症総合支援事業、介護施設整備促進事業】

□■現状の取組■□

認知症の人に対し、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、認知症高齢者グループホームの整備を推進するなど認知症に対応した介護サービスの提供体制の確保に取り組んでいます。

□■今後の方向性■□

認知症高齢者グループホームなど認知症に対応したサービスの提供体制の確保を図るとともに、国や県と連携し、介護従事者の認知症対応力向上のための取組を推進します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型サービス従事者の認知症介護基礎研修の受講率(%)	現在調査中	100	100	100

※ 認知症高齢者グループホーム又は認知症対応型通所介護の事業に従事している医療・福祉関係の資格を有していない介護職員のうち、認知症介護基礎研修を修了した人の割合

第4章 在宅医療・介護サービス提供体制等の充実

施策・事業	
第1節 在宅医療・介護連携の推進	1 在宅医療・介護連携の推進
第2節 特別養護老人ホーム等の介護施設等の整備	1 特別養護老人ホーム等の介護施設等の整備
第3節 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等	1 介護人材の確保・定着及び資質の向上 2 介護現場の生産性の向上の推進等

第1節 在宅医療・介護連携の推進

1 在宅医療・介護連携の推進【在宅医療・介護連携推進事業】

□■現状の取組■□

市では、在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置するとともに、地域の医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャーなどと連携し、在宅医療・介護連携に関する課題への対応策などを検討しています。

また、医療関係者間又は医療・介護関係者間の連携を推進するため、効率的な情報共有を支援する「北彩あんしんリング」の普及に取り組んでいます。

□■今後の方向性■□

高齢化の進展に伴い医療と介護の両方を必要とする高齢者がますます増加することが見込まれるため、こうした高齢者に医療と介護サービスを切れ目なく提供できるよう、医療と介護の連携した対応が求められる「日常の療養支援」、「入退院支援」、「急変時の対応」及び「看取り」の4つの場面を意識した取組を推進していく必要があります。

このため、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー、介護サービス事業者などの「顔の見える連携」を推進するとともに、「北彩あんしんリング」の一層の普及を図ります。

また、医療・介護関係者が連携し、高齢者の円滑な入退院を支援できるよう、地域における「入退院支援ルール」の普及促進を図ります。

さらに、自宅や介護施設などでの「看取り」の普及や地域における認知症対応力を向上させるための取組を推進します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「北彩あんしんリング」に登録している医療・介護関係者の数（人）	168	186	204	222

第2節 特別養護老人ホーム等の介護施設等の整備

1 特別養護老人ホーム等の介護施設等の整備【介護施設整備促進事業】

□■現状の取組■□

これまで計画的に特別養護老人ホームなどの介護施設の整備を推進してきた結果、下表のとおり介護施設が整備され、施設サービスが提供されています。令和6年度には、新たに特別養護老人ホームが1施設（定員100人）整備される予定です。

また、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、原則として本市の被保険者のみが利用できる地域密着型サービスの整備を進めています。

■市内における介護施設の整備状況（令和5年10月1日現在）

施設種類	施設数（箇所）	総定員数（人）
特別養護老人ホーム	10	810
介護老人保健施設	3	287
介護医療院	1	52
認知症高齢者グループホーム	8	117
養護老人ホーム	1	80
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1	29
有料老人ホーム	5	177
サービス付き高齢者向け住宅	3	114

□■今後の方向性■□

今後も、介護給付費と介護保険料のバランス、介護人材の確保の見込み、さらには「病院を核とした加須駅周辺の新たなまちづくり構想」に基づく計画などを考慮した上で、計画的に施設サービスの供給量を確保していくこととします。

第5次計画期間では、特別養護老人ホームの入所待機者や認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、民間事業者による特別養護老人ホーム（100床）及び認知症高齢者グループホーム（18床）の整備を計画します。

また、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、地域密着型サービスとして、「通い」、「泊まり」、「訪問（介護・看護）」の多機能のサービスを柔軟に提供できる民間事業者による看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を計画します。

なお、その他の介護施設については、現時点ではニーズの大幅な増加が見込まれないことなどから、第5次計画では新たな整備を計画せず、次期計画の策定過程で改めて検討します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特別養護老人ホームの整備（100 床）	—	県協議	整備	竣工
認知症高齢者グループホームの整備 （18 床）	—	公募・選定		整備・竣工
看護小規模多機能型居宅介護事業所の 整備（登録定員 29 人）	—	公募・選定	整備・竣工	開設

第3節 介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等

1 介護人材の確保・定着及び資質の向上【介護人材確保対策事業、介護支援ボランティアポイント事業】

□■現状の取組■□

介護施設などにおける介護人材の確保を図るため、介護福祉士やケアマネジャーの資格試験の受験の申込みに際し支払った受験手数料に対する財政支援を行うとともに、介護人材のすそ野を広げるための介護に関する入門的研修の開催及び研修修了者の介護施設などへの就労に向けた支援を行っています。

また、ハローワークと連携し、介護分野を含む福祉の仕事への就職希望者と介護施設などを結びつける合同面接会を開催しています。

□■今後の方向性■□

少子化に伴う生産年齢人口の減少や高齢化に伴う介護需要の増加などにより、市内の介護施設などでは、高齢者を支える介護人材の人員数に不足が生じており、今後、こうした傾向が拡大していくことが見込まれます。

増加する介護需要に対応していくためには、介護に携わる専門職を確保するための取組を推進するとともに、元気な高齢者をはじめとする多様な人材の介護分野への新規参入を推進していく必要があります。

また、複雑化・多様化する高齢者支援ニーズに適切に対応するため、介護職員などの資質の向上を図る必要があります。

このため、引き続き介護資格の取得に対する財政支援や介護人材のすそ野を広げるための研修の開催などを行うとともに、新たに介護施設などにおける高齢者のボランティア活動を支援する取組を創設します。

また、国や県が実施する介護人材の確保や介護人材の定着支援などの事業に協力し、市民や介護施設などへの情報提供及び利用手続の支援などを行うことによって、これらの事業の活用を促進します。

さらに、主任介護支援専門員資格の更新手続を支援するための研修の開催や介護報酬の加算による介護職員の処遇改善、職場におけるハラスメントを防止するための普及啓発、介護の仕事に対する理解を促進するための啓発などを行い、介護人材の定着を図ります。

また、介護支援専門員などの介護職員を対象にした高齢者へのケアの質の向上を図るための研修などに取り組みます。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内の居宅介護支援事業所に従事する主任介護支援専門員の数（人）	40	44	48	52

2 介護現場の生産性の向上の推進等【介護保険一般管理事業、指定介護保険サービス事業所指定・指導監査等事務事業】

□■現状の取組■□

介護サービス事業所の指定手続などを効率的に行えるようにするため、あらかじめ事務手続の手順や期日などをホームページで案内するとともに、書類の様式をホームページから取得できるようにするなどの対応を進めています。

□■今後の方向性■□

介護サービスを利用する高齢者が増加する中、介護施設などでは、限られた人数で多くの高齢者へのケアに当たらなければならないため、介護施設などで働く介護職員の業務負担が大きくなっています。

こうした中、高齢者に対するケアの質を確保しつつ、介護職員の業務負担の軽減を図るための介護業務の効率化を行うなど、介護現場の生産性の向上が求められています。

このため、介護サービス事業所の指定の申請や変更の届出に関する様式を国が定める標準様式に統一するとともに、「電子申請・届出システム」を活用し、介護サービス事業所からの申請や届出の電子化を行うことにより、文書負担の軽減を図ります。

また、介護施設などにおける介護ロボット・ICTの導入及び活用を促進するため、国や県の補助制度に関する情報提供を行うとともに、本市が介護職員を対象に実施する研修の実施方法にインターネット配信を積極的に取り入れるなど、介護職員が研修を受けやすい環境を整備します。

さらに、介護現場における安全性の確保及びリスクマネジメントを推進するため、介護サービス事業所からの事故報告書の内容を適切に分析し、介護サービス事業所に対する指導を行うとともに、指導の内容を他の介護サービス事業所にも共有し、事故発生の未然防止を図ります。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
電子申請・届出システムの運用	－	運用準備	運用開始	運用

第5章 高齢者の安心安全のための災害・感染症への備え

施策・事業	
第1節 災害に対する備え	1 災害に対する備え
第2節 感染症に対する備え	1 感染症に対する備え

第1節 災害に対する備え

1 災害に対する備え

□■現状の取組■□

水害と震災とを明確に分け、国や県などの関係機関、自治協力団体、民生委員などの地域の関係者と連携し、震災想定防災訓練、水害想定バスを使用した広域避難訓練、避難場所の運営訓練、自主防災組織の設立、避難場所の確保などに取り組んでいます。

また、災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者などの避難誘導や安否確認などの支援を迅速、円滑に行うため、災害時要援護者名簿の登録を行うとともに、災害時要援護者の避難誘導や安否確認などの支援を行う避難援助者の登録の拡大に努めています。

なかでも、水害対策においては、令和元年の台風第19号対応の検証結果を踏まえ、希望するすべての世帯への防災ラジオの無償貸与や防災アプリの普及促進など、「逃げ遅れゼロ」を目指した対策を進めています。

□■今後の方向性■□

(1) 水害・震災に共通する対策

水害と震災のそれぞれを想定した防災学習や訓練のほか、様々な機会を捉えて周知啓発を行い、高齢者を含む市民の防災に対する意識の高揚を図ります。

自主防災組織の設置を促進するとともに、自治協力団体役員や民生委員などの地域の避難支援等関係者、国、県、近隣自治体、消防、警察、高齢者相談センターなどの公的機関及び民間事業者との連携の強化を図ります。

小・中学校を中心とした避難場所の整備・充実を図るとともに、避難支援等関係者と連携し、避難者との災害情報の共有化を図り、適切な避難誘導や避難場所の確保・開設・運営に努めます。

災害時要援護者名簿の登録対象となる人に制度を周知し、災害時要援護者名簿への登録の促進及び避難援助者の確保を図るとともに、避難場所での福祉避難スペースの整備及び福祉避難所の充実・確保に努めます。

配慮を要する高齢者が多く入所している介護施設などにおける火災、震災、水害を想定した非常災害対策の取組を促進するため、避難確保計画、業務継続計画などの策定状況や避難訓練の実施状況、物資の備蓄状況などの点検・確認を行うとともに、国庫補助制度を活用し、介護施設などが実施する非常災害対策のための施設設備の整備に対する財政支援を行います。

(2) 水害への備え

「水害時の避難行動マップ」を活用した啓発を行うとともに、防災ラジオや防災アプリなどの避難情報を入手する手段の確保、水害時における避難場所や避難経路の確認、避難を円滑に行うための避難援助者との緊密な情報共有やマイ・タイムラインの普及など、水害への備えを促します。

また、水害時における広域避難を円滑に行えるよう、水害想定バスを使用した広域避

難訓練を実施するとともに、近隣自治体やバス事業者などとの連携を推進します。

(3) 震災への備え

「地震ハザードマップ」などを活用した啓発を行うことによって、家具の転倒防止や災害用備蓄品（飲料水、非常用食料、生活必需品など）の備蓄、避難場所や避難経路、家族との連絡方法の確認など、各家庭における震災への備えを促します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自主防災組織の組織率(%) ※1	93.9	100	100	100
災害時要援護者名簿における避難援助者の登録率(%) ※2	46.0	47.0	48.0	49.0
非常災害対策が実施されている介護施設の割合(%) ※3	100	100	100	100

※1 自治協力団体加入団体のうち自主防災組織を設置している自治協力団体の割合

※2 災害時要援護者名簿に登録されている人のうち、避難援助者の登録がある人の割合

※3 水防法又は介護保険関係法令の規定により避難確保計画又は非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている市内の介護施設のうち、これらの対策が適切に講じられている介護施設の割合

第2節 感染症に対する備え

1 感染症に対する備え

□■現状の取組■□

高齢者については、感染症に感染した場合に重症化しやすいとされていることから、感染症に関する情報提供や注意喚起をはじめ、新型コロナワクチン接種の勧奨や抗原検査キットの無料配布、高齢者インフルエンザ予防接種の助成などの感染予防に取り組んでいます。

また、介護サービスの利用が必要な高齢者が、感染症の影響下でも介護サービスを継続して利用できるよう、介護施設などにマスクや手袋などの衛生用品を支給しています。

□■今後の方向性■□

高齢者が感染症に感染することを予防し、感染した場合に重症化することを防止する観点から、様々な機会を捉えて感染症の発生状況や予防接種などの情報提供を行います。

また、介護施設などにおける感染症への備えを促進する観点から、国や県と連携し、介護施設などに対する助言や情報提供、感染症対策の実施状況の定期的な点検、業務継続計画の策定状況やその内容の確認、介護従事者を対象にした研修の開催、国庫補助制度を活用した感染症対策のための施設設備の整備に対する財政支援などを行います。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
感染症対策が実施されている介護施設の割合(%)※	98.5	100	100	100

※ 市内の介護施設のうち、感染症対策が適切に講じられている介護施設の割合

第6章 介護保険制度の安定的な運営

施策・事業	
第1節 介護保険料の収納確保	1 介護保険料の収納確保
第2節 介護給付の適正化	1 介護給付の適正化

第1節 介護保険料の収納確保

1 介護保険料の収納確保【介護保険料賦課徴収事業、介護保険料収納対策事業】

□■現状の取組■□

介護保険制度の運営に必要な財源を確保し、介護保険財政を健全に運営するため、介護保険料を適切に賦課するとともに、未納者に対し、納期ごとに督促を行うほか、納付困難者への納付相談や臨宅徴収などの収納対策を行うことで、介護保険料の収納率の向上を図っています。

□■今後の方向性■□

介護保険料の未納がある被保険者に対し、納期ごとに督促状を送付するとともに、臨宅徴収を行うなどして、未納の解消に努めます。

また、やむを得ず納付が困難な被保険者については、納付相談を行い、介護保険料を分納してもらうなどして収納の確保に努めます。

さらに、年齢が65歳に達した被保険者に対し、介護保険料の口座振替を勧奨し、納付忘れを防止します。

□■目標■□

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護保険料（全体）の収納率（％）	97.0	99.0	99.0	99.0

第2節 介護給付の適正化

1 介護給付の適正化【介護給付適正化事業】

□■現状の取組■□

利用者への適切な介護サービスの提供を確保し、介護保険制度への信頼感を高め、介護給付費の増加や介護保険料の上昇を抑制し、持続可能な介護保険制度とするため、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」からなる、いわゆる「給付適正化主要5事業」を中心に介護給付の適正化に取り組んでいます。

□■今後の方向性■□

保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的かつ効率的に事業を実施するため、これまでの「給付適正化主要5事業」が、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「縦覧点検・医療情報との突合」の「給付適正化主要3事業」に再編されることから、第5次計画期間においては、この3事業を中心に介護給付の適正化に取り組めます。

(1) 要介護認定の適正化

要介護認定調査を居宅介護支援事業所などに委託して実施した場合は、市の職員が調査結果の点検を行います。

目 標： 委託して実施した要介護認定調査結果の全件について、市の職員が点検を行います。

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
委託により実施した要介護認定調査に係る結果の点検実施率(%)	100	100	100	100

(2) ケアプラン等の点検

市内に所在するすべての居宅介護支援事業所を対象に、ケアプランの内容の点検及び助言や指導などを行います。

なお、少なくとも3年に1回はすべての居宅介護支援事業所を対象にケアプラン点検を行えるように事業所を選定し、計画的に実施します。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅で提供される介護サービスの質の向上を図ることが重要であることから、これらの施設の入居者に係るケアプランの点検を推進します。

さらに、住宅改修や福祉用具の購入・貸与に係る事案について、必要に応じて、実施前における居宅の実態の確認及び実施後における訪問調査などを実施します。

また、住宅改修費支給申請書の審査に専門職が適切に関与する仕組みを設ける観点から、市の職員の福祉住環境コーディネーター資格の取得を推進します。

目 標： ケアプランの点検数を増やします。

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランの点検数(件)	100	110	120	130

目 標： 住宅改修費支給申請書の審査への専門職の関与を推進します。

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修費支給申請件数のうち、建築専門職が審査に関与した件数の割合(%)※	0	70.0	80.0	90.0

※ 建築専門職には、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者を含む。

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

埼玉県国民健康保険団体連合会と連携し、介護保険サービス利用者の医療に係る入院情報と介護保険の給付情報を突合し、その整合性を点検します。

また、介護保険サービス利用者に係る介護報酬の支払状況から、サービスの整合性及び算定回(日)数などの点検を行います。

目 標： 縦覧点検及び医療情報との突合の実施件数を増やします。

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
10種類ある縦覧点検の帳票のうち、縦覧点検の対象とした1年間に出力された全件の点検を実施している帳票の数(種類)	6	6	7	8
医療情報との突合の対象とした1年間の出力件数のうち点検した件数の割合(%)	70.0	75.0	80.0	85.0

(4) 主要3事業以外の取組

ア 介護給付費通知

介護サービス事業者から提出された介護報酬の請求情報などにに基づき、一定の期間中に介護保険サービスを利用した人に対し、当該期間におけるその人のサービス利用状況や支払った費用などを書面で通知する介護給付費通知については、費用対効果が見込みづらいことから、実施回数や通知の対象とする月数など、実施内容の見直しを検討します。

イ 苦情・相談などの内容の把握・分析及び介護サービス事業者への指導監督

介護保険に関する苦情や相談などの内容を把握・分析し、その状況に応じて、県と連携し、介護サービス事業者への実地指導などを行います。

ウ 介護保険制度の内容・運営状況などの周知

介護保険制度の内容やその運営状況などを広報紙やホームページでお知らせするとともに、これらの内容を記載したチラシを介護保険料や要介護認定結果の通知に同封するなどして、市民に周知します。

エ 軽度者などに対する福祉用具貸与の例外給付の事前確認

軽度者などに対する福祉用具貸与の例外給付について、その適正を期するため、福祉用具貸与の例外給付を行う場合は、事前にケアプランなどを提出するよう、居宅介護支援事業所に求めます。

第3部 サービス見込量及び介護保険料

【作成中】

第4部 被保険者の地域における自立した日常生活の 支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状 態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正 化への取組及び目標

第1章 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標

高齢者がそれぞれの状態に応じて自立した日常生活を営むためには、生きがいを持って日常生活を過ごせるように支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止（以下「自立支援、重度化防止等」といいます。）に取り組むことが重要です。

このため、本市では、介護保険の理念である自立支援、重度化防止等の考え方を地域全体で共有するための活動や、高齢者の通いの場の拡充と保健・医療の専門職の視点を取り入れた介護予防などの取組を推進します。

1 自立支援、重度化防止等に関する普及啓発

市民と認識を共有し、共通認識の下で介護予防の活動を展開できるよう、出前講座の開催や地域ブロンズ会議での趣旨説明などにより、介護保険の理念である自立支援、重度化防止等の考え方の普及啓発に取り組みます。

また、自立支援型地域ケア会議や集団指導などの機会を捉え、ケアマネジャーや介護サービス従事者に対し、本市の介護予防ケアマネジメントに関する考え方を周知します。

目 標： 介護保険の理念である自立支援、重度化防止等の考え方についての理解者を増やします。

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援、重度化防止等の考え方についての市民の理解度（％）※	50.0	55.0	60.0	65.0

※ 窓口アンケートに回答のあった人のうち、介護保険の理念である自立支援、重度化防止等の考え方を「知っている」と回答した人の割合

2 高齢者の通いの場の拡充及びフレイル予防の普及啓発

高齢者相談センターや保健・医療の専門職と連携し、高齢者の通いの場（ふれあいサロン）の新規開設に取り組むとともに、ふれあいサロンなどにおいてフレイル予防の普及啓発を推進します。

目 標： ふれあいサロンの数を増やすとともに、ふれあいサロンなどにおいてフレイル予防の普及啓発を進めます。

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふれあいサロンの設置数（箇所）	144	150	156	162
ふれあいサロンなどにおける医療専門職によるフレイル予防健康教育の開催回数（回）	60	72	75	75

3 短期集中型通所サービスによる介護予防等の推進

介護が必要な状態となるおそれのある高齢者の運動器機能の維持又は改善を図るため、保健・医療の専門職により提供される短期集中型の通所サービス（元気あっぷ体操教室）を実施します。

目 標： 要介護状態等となるおそれのある高齢者が、できるだけ長く元気で過ごせるようにします。

指標名	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
元気あっぷ体操教室の利用後に主観的健康感（自分の健康状態）が向上したと回答した人の割合（％）	80.0	100	100	100
元気あっぷ体操教室の利用後に運動器機能が改善した人の割合※（％）	85.0	100	100	100

※ 握力（筋力）、開眼片足立ち（バランス能力）、5m通常歩行（歩行能力）、5m最大歩行（歩行能力）、Timed Up & Go（機能的移動能力）の5項目のうち3項目以上で数値が改善した人の割合

第2章 介護給付の適正化への取組及び目標

利用者に適切な介護サービスを提供し、介護保険制度への信頼感を高め、介護給付費の増加や介護保険料の上昇を抑制し、持続可能な介護保険制度とするためには、介護給付の適正化に取り組むことが重要です。

このため、「要介護認定の適正化」「ケアプラン等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」からなる、いわゆる「主要3事業」を中心に介護給付の適正化に取り組めます。

- 1 要介護認定の適正化 (再掲 ○ページ参照)
- 2 ケアプラン等の点検 (再掲 ○ページ参照)
- 3 縦覧点検・医療情報との突合 (再掲 ○ページ参照)
- 4 主要3事業以外の取組 (再掲 ○ページ参照)

第5部 計画の進行管理

第1章 計画の点検・評価

PDC Aサイクルに基づく本市独自の行政評価システムである「やぐるまマネジメントサイクル」により、毎年度、計画に定めた事業の実施状況に関する点検、評価及び課題の抽出を行います。その結果は、「介護保険運営協議会※¹」や「高齢者相談センター及び地域密着型サービス運営委員会※²」に報告し、そこでの評価や意見などを踏まえて必要な改善を加えることにより、計画の着実な推進を図ります。

また、点検、評価に当たっては、計画に定めた各種目標に加え、国が定める全国共通の「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」も活用します。そして、第4部に掲載した取組と目標の達成状況は、介護保険運営協議会への報告、ホームページへの掲載などにより毎年度公表します。

※1 介護保険運営協議会

介護保険事業の適切な運営と高齢者支援計画の円滑な推進を図るため、計画全般についての進行管理と評価を行います。

※2 高齢者相談センター及び地域密着型サービス運営委員会

高齢者相談センターの公正・中立の確保と円滑で適正な運営を図るため、高齢者相談センターの設置・運営などに関する事項について審議、承認を行います。

また、地域密着型サービスの質の確保と適正な運営を確保するため、地域密着型サービスを提供する事業者の指定などについて審議します。

第2章 計画の見直し

高齢者支援をめぐる状況の変化などを踏まえ、計画の最終年度に当たる令和8年度に必要な見直しを行い、高齢者福祉のさらなる増進を図ります。

なお、計画の見直しに際しては、高齢者の生活実態などに関する調査を実施して市民のニーズを把握するとともに、「やぐるまマネジメントサイクル」などによる計画の達成状況の点検、評価を踏まえることとします。

■計画の点検・評価の手順イメージ



